**【確認書】**

令和　　年　　月　　日

　京都市長　　宛

企業名

代表者役職・氏名

（連絡担当者氏名・TEL）

地域企業「担い手交流」実践プログラムに係る確認書

　地域企業「担い手交流」実践プログラムへの参加に際して、下記の事項を確認します。

記

# １．誓約事項

* 代表者、役員又は従業員が京都市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

[ ] 　**上記に掲げる事項を誓約します。**

※　□にチェックを入れてください

# ２．同意事項

* 提出資料（エントリーシート等）の情報について、本事業の推進のため、京都市（業務受託者を含む。）と公益財団法人産業雇用安定センター（以下、ジョブ産雇）が共同で利用すること。
* 本プログラムの利用にあたり必要な実費を負担すること。
* 個人情報について、各種適用法令及びガイドラインを厳守すること。
* 交流人材に対して、当初協議の範囲を超えて自社での雇用等の勧誘を行わないこと。
* 知的財産（知的財産基本法第２条第１項に規定する「知的財産」をいう。）について、所有企業の同意なく利用又は第三者に開示しないこと。
* 上記事項のいずれかに違反した場合は、本プログラムの利用を停止することがあること。
* 本プログラムへの参加、本プログラムの利用（本プログラムへの参加後に理由の如何を問わず参加が認められなくなったことを含む。）及び人材交流（マッチングが成立しなかったことを含む。）により生じたいかなるトラブル・損害等について、京都市（業務受託者を含む。）及びジョブ産雇は一切責任を負わないこと。

[ ] 　**上記に掲げる事項に同意します。**※　□にチェックを入れてください

**（参考）**

○京都市暴力団排除条例（抜粋）

|  |
| --- |
| 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。1. 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）

第２条第２号に規定する暴力団をいう。⑵ 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより本市の区域内における事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。⑶ 暴力団員 法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。⑷ 暴力団員等 次に掲げる者をいう。ア　暴力団員イ　法人でその役員又は別に定める使用人のうちに暴力団員のあるものウ　個人で別に定める使用人のうちに暴力団員のあるものエ　暴力団員がその事業活動を支配する者⑸ 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として別に定めるものをいう。 |

○京都市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

|  |
| --- |
| 第３条　条例第２条第５号に規定する別に定める者は、次に掲げる者その他の暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者とする。1. 暴力団の威力を利用している者
2. 暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金銭、物品その他の財産上の利益を供与している者
3. 暴力団又は暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超える贈答を行っている者
4. 暴力団員が関与する賭博、無尽その他これらに類する行為に参加している者
5. 暴力団員と共に頻繁にゴルフ、飲食、旅行その他の遊興をしている者
 |

○知的財産基本法（抜粋）

|  |
| --- |
| 第２条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。 |